

意見提出者	個人
1. 項目	医薬品のインターネット販売規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>いつもインターネットで購入していた医薬品が買えなくなり、大変不便に感じています。</p> <p>時間・場所の制限なく、生活必需品である市販薬の買い物ができるというのは ICT のまさに真骨頂であるのに、それが薬事法のせいで妨げられています。</p> <p>特に「妊娠検査薬」等の副作用というものが存在しない医薬品や、一部の「歯磨き粉」「のど飴」「マウスウォッシュ」までもネットで購入できなくなっています。</p> <p>これらの医薬品は、そもそも改正薬事法の趣旨「副作用リスクの周知徹底」と社会通念上かけ離れています。</p> <p>また「複数店舗で同一商品の価格をじっくり比較し、より安い価格の店で買う」というのも ICT 活用の利点ですが、医薬品がネットで購入できない現在、薬局のカウンター奥にある風邪薬等が欲しい場合は、店頭で薬剤師さんに声を掛けなければなりません。声を掛けて銘柄指定した上で価格を聞いてやはり断る、ということは事実上できませんので「店舗の言い値」で購入せざるを得ません。</p> <p>また風邪薬等のカウンター奥の医薬品は、カウンターの外側からは価格表示が見えにくいようになっている店舗が多いです。</p> <p>つまり、他店舗との価格比較という選択肢は現時点では完全に失われてしまっています。</p> <p>その意味で「価格比較」という ICT の利点活用も妨げられています。</p> <p>さらに「店舗の在庫状況や、医薬品成分について情報を自分でじっくり納得がいくまで 質問したり調べることができる」という ICT の利点も、医薬品の購入に関しては妨げられています。</p> <p>「店頭での薬剤師の説明」は、残念ながら現状では適切に行われていません。</p> <p>「この成分について知りたい」と思っても、嫌そうな顔をされて答えてもらえなかったことが何度もありますし、「風邪薬〇〇P」が欲しいのに、同じブランドの末尾のつく記号が異なる(欲しい成分と異なる)「風邪薬〇〇Z」しか店頭に置いていなかったりすることもよくあります。</p> <p>一方、インターネットならば、検索エンジン等を活用し、自分で調べ、必要があれば専門家にメール等で相談し、納得した上で在庫がある店を選んで購入することができます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	改正薬事法

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	従来通り、インターネットで薬が購入できるようにすべきだと思います。 ただし、有効期限がある商品の大量発注(例：風邪薬を 50 箱)等に関しては、販売者が注文者に対して、電話やネットを介した映像付き音声チャット等で必ず目的を確認し、妥当な理由がない時は、5 箱以下しか販売しない等の数量制限を設けるのが妥当だと思います。